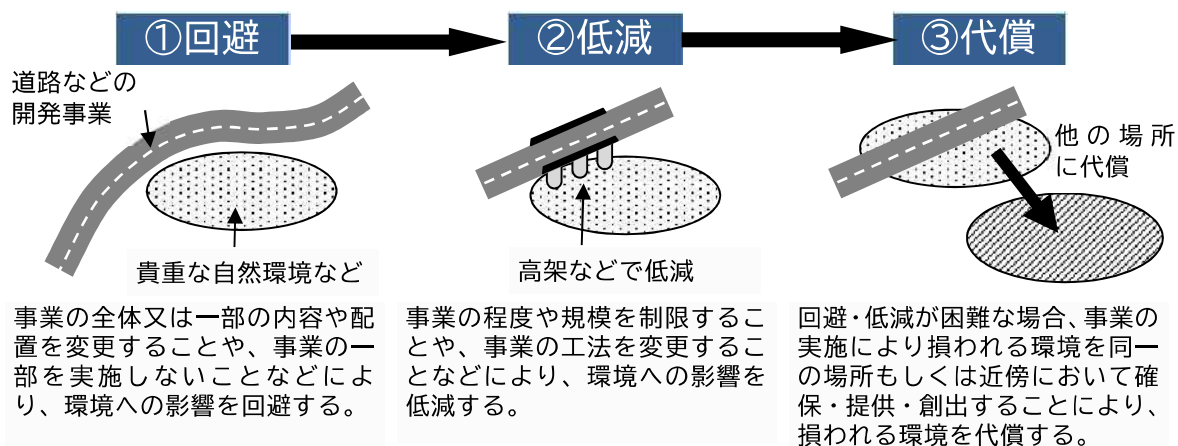


2 環境保全措置の考え方

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、移植などの「代償」行為を行うことによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望めます。



3 対象とする開発事業

指針では、公共事業、民間事業の区別に関わらず、市内で実施される事業のうち、以下の表に示す9区分の事業を対象とします。対象となる事業規模は「浜松市環境配慮指針手引書(改定版)」を参照してください。

なお、対象事業規模に満たない各種事業についても、できる限り指針の内容を参考にし、貴重種の生息・生育地などの情報(「4開発事業地の情報の確認」項目参照)が開発予定地に存在する場合は、積極的に環境配慮を実施するように努めてください。



事業区分	事業内容	事業区分	事業内容
(1)交通基盤整備事業	道路の建設 鉄道の建設	(5)公園整備事業	公園の建設
(2)河川・港湾整備事業	河川の整備	(6)上下水道施設整備事業	上水道浄水施設の建設 下水道終末処理施設の建設
	用排水路の整備	(7)廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理施設の建設 し尿処理施設の建設 最終処分場の建設
	海岸の整備		産業廃棄物中間処理施設の建設
(3)農用地整備事業	ダムの建設		土砂の採取
	放水路の建設	(8)土砂採取・残土処理事業	残土の処理
	埋立・干拓	(9)発電事業	火力発電所(バイオマス発電、廃棄物発電を含む)の建設
(4)面整備事業	マリーナの建設		水力発電所の建設
	農用地の造成		風力発電所の建設
	土地区画整理	※環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例、浜松市環境影響評価条例の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。 ※土地造成を伴う太陽光発電所の建設は、「(4)面整備事業」として指針の対象とします。	
	住宅地の整備		
	商業・業務施設の建設		
	工場・事業場の建設		
	レクリエーション施設の建設		
	面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成		